

秋田県難病医療ネットワーク事業実施要綱
(難病医療提供体制整備事業)

(目 的)

第1 この事業は、医療機関、関係機関、行政等からなる難病医療ネットワークを構築し、難病の医療提供体制の推進を図ることで、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び在宅療養支援等により、難病の患者及びその家族（以下「患者等」という。）が地域で安心して暮らすことができる環境を整えることを目的とする。

(実施主体)

第2 秋田県

(対 象)

第3 この事業は、指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業の対象者を対象とする。

(体制整備の方法)

第4 県は、この事業を推進するため、次のとおり推進組織を設置するとともに、関係機関による医療提供体制及び地域ネットワークを整備する。

- (1) 地域の実状に応じた難病の医療提供体制の検討・協議・評価等を行うため、関係者によって構成される難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 全県を圏域とし、より早期に正しい診断をする難病医療の拠点となる難病診療連携拠点病院（以下「連携拠点病院」という。）として1カ所以上の医療機関を指定する。
- (3) 専門領域の診断と治療を提供する難病診療分野別拠点病院（以下「分野別拠点病院」という。）としての医療機関を指定する。
- (4) 地域の難病医療機関の中核となる難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）として、2次医療圏ごとに1カ所以上の医療機関を指定する。
- (5) 構築された難病の医療提供体制を推進するため、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院及び難病医療協力病院（以下「拠点病院等」という。）に難病医療コーディネーター等を配置する。

(協議会)

第5 協議会の設置は、「秋田県難病医療連絡協議会設置要綱」に基づくものとする。

(連携拠点病院の指定)

第6 県は、難病に関する次の機能を果たすことのできる医療機関について、当該医療機関と協議の上、連携拠点病院として指定するものとする。

- (1) 難病に関する高度医学情報の拠点機能
- (2) より早期に正しい診断をする機能

(連携拠点病院の役割)

第7 連携拠点病院は、相談連絡窓口を設置の上、分野別拠点病院・協力病院等と協力して

地域における次の役割を担うものとする。

- (1) 初診から診断に至るまでの期間をできるだけ短縮するよう必要な医療等を提供すること。
- (2) 医療従事者、患者本人及び家族等に対して県内の難病医療提供体制に関する情報提供を行うこと。
- (3) 県内外の診療ネットワークを構築すること。
- (4) 難病の患者やその家族の意向を踏まえ、身近な医療機関で治療を継続できるよう支援すること。

(分野別拠点病院の指定)

第8 県は、難病に関する次の機能を果たすことのできる医療機関について、当該医療機関と協議の上、分野別拠点病院として指定するものとする。

- (1) 専門領域の診断と治療を提供する機能
- (2) 専門領域における連携拠点病院・協力病院等との連携、協力機能

(分野別拠点病院の役割)

第9 分野別拠点病院は、相談連絡窓口を設置の上、拠点病院等と協力して地域における次の役割を担うものとする。

- (1) 当該専門分野の難病の初診から診断に至るまでの期間をできるだけ短縮するよう必要な医療等を提供すること。
- (2) 難病の患者やその家族の意向を踏まえ、身近な医療機関で治療を継続できるよう支援すること。

(協力病院の指定)

第10 県は、次の要件を満たす医療機関について、当該医療機関の合意を得た上で2次医療圏ごとに指定する。

- (1) 専門医が勤務（非常勤も含む。）しているなど難病の診療が可能なこと。
- (2) 専門医の退職などにより、指定の要件を満たさなくなったときは、協力病院を辞退できるものとする。

(協力病院の役割)

第11 協力病院は、地域における難病の中核病院として当該病院の実情（専門医の配置状況等）に応じて次の機能を担うものとする。

- (1) 連携拠点病院等からの要請に応じて、難病の患者の受入れを行うこと。
- (2) 協力病院で確定診断が困難な難病の患者を連携拠点病院等へ紹介すること。
- (3) 地域において難病の患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受入れを行うこと。
- (4) 一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった在宅の難病の患者等の一時入院のための病床確保に協力すること。
- (5) 難病の患者やその家族の意向を踏まえ、身近な医療機関で治療・療養を継続できるように必要な医療等を提供すること。

(県等の役割)

第12 保健・疾病対策課、県保健所、秋田市保健所は次の事業を行う。

(1) 保健・疾病対策課の役割

- ①協議会の設置
- ②医療資源・連携等の必要な情報の収集や関係機関との調整
- ③難病の医療提供体制についての周知・広報等
- ④難病の医療提供に係る連携状況等の実態把握等

(2) 県保健所、秋田市保健所の役割

- ①患者及び家族等からの入院及び在宅療養等に関する相談対応

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月9日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成15年1月24日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成16年1月22日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成31年1月31日から施行する。

この要綱は、一部改正し、令和元年9月26日から施行する。